

研究主幹に聞く 「本格政権が機能するための政治のあり方」プロジェクト

正しいデータに基づく議論によって あるべき政治制度を提言したい

慶應義塾大学法学部教授

小林良彰氏



今年度の政治改革プロジェクトでは、これまで2年間の研究成果を踏まえ、立法府改革、とりわけ、「選挙制度のあり方」と「参議院のあるべき役割」の2点に軸を置き検討を進めています。

足元の政治の動き、現在の政治システムが抱える問題意識を交えながら本プロジェクトの狙いについて、小林良彰研究主幹にお話を聞きました。(6月24日)

——まず現在の安倍政権についてどのように見ていらっしゃいますか。

政策には、景気や雇用対策等の生活争点と、憲法や安全保障等に関わる社会争点の2種類ありますが、有権者は、まずは足元の生活を何とかして欲しいという思いから生活争点の方により強い関心を持っています。前回の第1次安倍内閣では安倍さんの持論である社会争点の方から全面に出したため、有権者から見ればギャップがありました。その点、今回はその経験を踏まえ、まず生活争点から入りました。それがアベノミクスです。

現在までは概ね順調な政権運営と言えますが、真価が問われるのは、3本の矢の3本目、つまり構造改革です。この部分がどれだけ大きなものを大胆にできるか、ということにかかっています。金融緩和だけではいつまでも持ちません。どれだけ構造改革を実行し、成長と財政健全化の両立に道筋をつけるのか。まさにここにリーダーシップを強く發揮できると、歴史に名が残る首相になるのではないでしょうか。中曾根さんや小泉さんと並び戦後の首相の中で大きな変革を成し遂げる首相となることを期待しますが、求められていることは、国鉄の分割民営化や郵政民営化以上に大きな改革であり、人口が減少していく社会と巨額の政府

債務に対して、為されるべき日本社会全体の構造改革が、本当に待ったなしで取り組むことが求められています。

——現在の政治制度についてはどのようにお考えでしょうか。

90年代の政治改革のきっかけとなったのは、「政治とカネ」を巡る政治腐敗と政策論争によらない選挙のために民意が反映しないことでした。このため政治資金の規制強化や民意を政治に反映させる制度改革をすべきでしたが、当時の保守内の権力闘争を背景に議論が選挙制度に矮小化され、なすべき改革をせずに今日に至っています。例えば、「政治とカネ」についていえば、衆議院の法定選挙費用の上限は、小選挙区の広さによりますが約1900万円と決まっています。しかし、これを守っている人がどれほどいるでしょうか。

——選挙制度については、94年の小選挙区比例代表並立制の導入から約20年が経過し、6回の総選挙が実施されました。当時の政治改革がねらいとした政権交代も実現し、政治は大きく変わりましたが、振り返って、あの政治改革をどのように総括しますか。

「政権交代するほど良い政治」というのが本当ならば、建国以来、選挙の度に政権交代しているバングラデシュが世界で一番良い国ということになります。しかし、現実には選挙の度に戦車が出てきて流血騒ぎが起きたり、政権の都合で選挙が先送りされるなど、とても民主主義の模範とは思えません。

つまり、政権交代神話や二大政党制神話など、エビデンスに基づかない政治神話で議論が行われました。一例を挙げると、当時の中選挙区制は平均定数が4で

(次頁に続く)

あったことから20%の得票率で当選できました。このため「20%民主主義より50%民主主義の方が良い」として、小選挙区制度を賛美する議論が流行りました。

しかし、現実は昨年12月の衆院選でも明らかなように、小選挙区で投じられた票の内、56%が死票になり、44%の民意しか国政に付託できていません。その国会における過半数は23%であり、定数不均衡が1：2.3であることから、地方に住む有権者の10%の票で小選挙区選出議員の過半数を選出することができ、しかも投票率が59%であったことから、有権者全体の6%で良いことになります。一方、中選挙区制は、一人の国会議員に付託できる民意が20%としても定数が4であるから80%の民意が国政に付託されることになります。このように、当初想定されていた内容と異なる結果を招く結果になりましたが、誰も責任を取ろうとはしていません。

——小林先生は欧米諸国だけでなくアジア各国の政治制度にも大変精通していらっしゃいます。

日本と同じ小選挙区比例代表並立制を採用しているのが、韓国や台湾、ロシアなどです。これらの国の政治が民主主義の理想と考えるかどうかの判断は、読者の判断に委ねますが、少なくとも韓国や台湾では選挙制度がこれで良いのかという議論は常につきまとっています。

——衆参ねじれの問題を根本的に解決するためには、参議院の役割について見直す必要がありますが、日本と同じく代議制民主主義を有する諸外国においては上院の役割や権限、議員の選ばれ方は様々です。

二院制を採用している国でも、上院の性格は国によって大きく異なっています。イギリスは、貴族や高位の聖職者など選挙によらない任命制で選ばれ、連邦制のドイツは各州の地方政府の職位で任命され、任期がありません。つまり、地方政府の職位に付く人が替われば、自動的に上院である連邦参議院の議員も替わることになります。またフランスは、一般市民には上院の選挙権がなく、下院議員や地方職員の代表が選挙権を持っています。さらに米国は、連邦上下両院共に有権者が選挙権を持っていますが、同意人事は上院、予算関連は下院と両院で権限を分けています。このように各国で上院の役割や選出方法には大きな特徴があることから、日本の参議院についてもどのような役割や選出方法が良いのかを議論していくことにしたいと思っています。

——また、一票の格差については今度どのように定数不均衡の問題のは正を図っていくことが求められるでしょうか。

定数をイギリスのように有権者人口に基づいて決めるのか、日本のように人口に基づいて定めるのか、ドイツのように投票数に基づいて定めるのか、国によって異なっています。この内、日本の憲法14条で定めている「法の下の平等」に最も適合するのは、投票数に応じて定数を定めることです。例えば、共に有権者人口40万人の二つの小選挙区があり、一方が投票率80%とすると32万票で1議席、もう一方が投票率40%とすると16万票で1議席になり、一票の格差は2倍になります。つまり、人口や有権者人口で定数を定めても、定数不均衡を解消することはできないわけです。

——最後に、今回の研究の方向性やポイント（視点）となる点についてお聞かせください。

今回の研究では、三つの前提に基づいて議論を進めたいと思っています。

①まず、政党や政治家にとってどのような制度が都合が良いのかという視点ではなく、有権者にとってどのような制度がメリットがあるのかという視点に立つて議論したいと思います。

②次に、「どの選挙制度が良いのか」という結論先にありきの議論ではなく、各制度が持つ長所短所の一つ一つを検証することにしたいと思います。

③最後に、観念的な議論ではなく、常にエビデンス・ベースによる議論をしたいと思います。例えば、90年代の政治改革では、小選挙区制は安定政権をもたらし比例代表制は小党分立して政治が不安定になるとされました。フランスは小選挙区制で小党分立しているし、ドイツは併用制で議席を比例配分していますが二大政党制です。このように、同じ制度でも国によって異なる結果をもたらしており、正しいデータに基づく議論をしていきたいと思います。

インタビューを終えて

確実な政策実行と、それによるわが国の経済・社会がかかる諸課題の解決、そして経済の活性化が強く求められている中で、安定的な政権運営と政権のリーダーシップが重要なことは言うまでもありませんが、それを制度的に支えるのは、現在制定されている選挙制度や統治機構に基づく政治システムです。それらが、わが国とわが国の有権者にとって本来どうあるべきかという具体案を、当プロジェクトでは提示していく予定です。ご期待ください。

(主任研究員 大淵健)

原子力事業体制と 原子力損害賠償制度等について

21世紀政策研究所研究主幹

澤昭裕氏



澤昭裕主幹は、2007年から21世紀政策研究所の研究主幹として温暖化対策およびエネルギー政策の分野で数々の提言を取りまとめ、政策関係者のみならず、テレビ、ラジオ、雑誌、講演活動などを通じて一般の方々にも直接訴えています。2013年度の研究プロジェクト「わが国のエネルギー政策—原子力事業体制と原子力損害賠償制度等について」を進めるにあたり、澤昭裕主幹にお話を聞きました（6月20日）。

——早速ですが、なぜこのプロジェクトを今年度、21世紀政策研究所で立ち上げることにしたのでしょうか。

電力供給の状態は経済活動に大きな影響を与えます。電力のユーザーである日本の経済界、産業界が将来のあり方を考える場合、電力供給はとても重要な要因になります。一昨年の福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所のほとんどが停止しており、エネルギー需給はひっ迫しています。再生可能エネルギーはコストが高く、量も足りません。火力発電で賄うにも、CO₂排出量が増加するという環境性の課題もあります。また短期間で新しい発電所ができあがるわけでもありません。低廉かつ安定な電力供給のためには、原子力は必要です。ところが、東京電力福島第一原発の事故後、原子力事業リスクの大きさが顕在化し、原子力事業体制のあり方や原子力損害賠償制度についての課題も顕在化してきています。そこで、今後国として原子力を政策的に維持しようとするのならば、各論の議論にとどまることなく、トータル・ソリューションとしての原子力事業のあるべき姿を考えいかなければならぬと思いました。

——原子力事業体制のあり方や原子力損害賠償制度についての課題とはどんなものでしょうか。

これまで、原子力は“特別な”ものとしてすべての原子力関連制度ができてきました。原子力は安全規制、予算、自治体との関係なども、他とは違う“特別な”存在だったのです。1950年代に被爆国日本は原子力を推進していくことを決めました。この背景には、核兵器には絶対反対だが、原子力の平和利用を進める任務や権利が日本にはある、先進国でしか維持できない技術を推進することで、戦後の日本が「先進国としての国際社会への復帰」するという強い想いがありました。ところが今、原子力に対する国的基本姿勢はあいまい化しています。原子力の問題に関しては電力会社の経営問題としてしか捉えていないのではないかと思うこともしばしばです。いずれにしても、これらの制度は変えていかなければならないのだと思いますが、強い政治的な意思がないと、実際に制度を変えても魂の入っていない制度となってしまいます。

もう一つは、ファイナンスの問題です。原子力事業には、長期かつ安定的な資金の確保が必要です。しかし、原子力事業のリスクの大きさが顕在化する一方で、電力自由化が進められています。自由化により需給の調整が市場に委ねられ、総括原価主義や電力債に係る一般担保制度が廃止されるようになると、原子力のように長期かつ大規模なファイナンスを必要とするような電源に投資することは極めてリスクになってしまいます。原子力を国策として維持しようとするならば、原子力を他の火力や水力と同列の競争的な電源だとみなすことには慎重でなければなりません。一方、国があまり介入せずに市場の中で原子力を維持していくとする場合、ファイナンスする金融機関側がリスクを計算することが可能になるよう、賠償制度を設計しておかなくてはなりません。現在の原子力損害賠償法では、事故時の損害賠償額の上限が全く見えません。電力自由化が進められる中、今後の原子力事業の

(次頁に続く)

政治の基本姿勢も決まらず、こうした問題は依然として検討もされていないのです。

3つ目は、技術の新陳代謝の問題です。原子力を推進していこうと決めた当時は、原子力技術に関してはこれ以上ない位の先進的技術というイメージがありました。今のIT技術のようなものでしょう。しかし、原子力発電として利用され始めると、もちろん安全性が最重要であるがために、最先端の技術、実績のない最新の材料などを軽い気持ちで試してみることはできなくなります。結果、イノベーションが起きにくい分野となったのです。また、それから50年たった今も、廃炉を完了した商業用の原子力発電所は日本にはまだありません。まだ発展途上の技術だとも言えるでしょう。こうした要因から、原子力の分野は他の技術分野に比べ、技術の新陳代謝が遅い。技術の新陳代謝が遅いということは、人材開発や資金の確保に問題が生じる可能性があります。イノベーションを促進しながら安全性を確保できるような規制活動の工夫が必要とされます。

——これらの問題は一般にはどの程度認識されているのでしょうか。

原子力安全規制、原子力損害賠償法、バックエンドの問題、電力自由化など、単独の問題としてはそれぞれの専門家には認識されています。しかし、それを別々に議論しても、いつまでも解は得られない。順序はあっても、原子力政策のあり方を総合的・全体的にカバーした、いわば「原子力問題トータル・ソリューション案」を考え出していかなければならぬと思います。国もこれは真剣に検討すべき問題だということはもちろん認識しています。しかし同時に、あまりにも複雑な問題であり、ことを動かすには関係者も多く、慎重に進めなければならないと認識しているため、検討過程があまり表立っては見えてこない可能性もあります。

しかし、エネルギー基本計画の見直しをする秋から冬に向けて、すでに総合資源エネルギー調査会総合部会は動き始めており、その第一歩として、原子力に対する基本姿勢のようなものが示されるのではないかと思います。また、東京電力柏崎刈羽の原子力発電所の再稼働がすぐには見込めないとなれば、冬までにもう一度値上げの検討に入る可能性が高い。さらに断層の存在を巡って日本原電も苦境にある。こうした問題を

きっかけに、否応なく原子力に関する議論が始まる可能性もあります。

——原子力事業体制や原子力損害賠償制度についてのるべき姿はどんな姿でしょうか？

原子力事業体制と原子力損害賠償制度等について21世紀政策研究所で検討を進めるために、主査として名古屋大学名誉教授の森嶌先生、副主査として竹内純子国際環境経済研究所主席研究員を迎え、「原子力損害賠償・事業体制検討委員会」を立ち上げました。森嶌先生は中央環境審議会会長等を歴任され、原子力損害賠償法についての専門的知識も深く、現在、福島の事故後も原子力損害賠償法の問題に関して数多く執筆されています。さらに、不法行為論や原子力損害賠償制度、金融・保険事情などに精通されておられる先生方にも参加いただいています。今後、この委員会で、原子力事業の継続をどのように実現していくのかや、原子力損害賠償法の改正を視野に入れた官民のリスク分担について検討を進めていきます。ひとつの方向性として、これまでの制度では、官民のリスク分担は国実質0% - 民実質100%でしたが、国のリスクテイクを増やす方向でなければ、原子力事業の維持は困難だらうと個人的には考えています。

——最後に、日本の経済界、産業界にむけて何か一言お願ひいたします。

現在、日本の産業界をとりまく環境は、エネルギーの問題に限らず、厳しいものがあります。日本の産業界が生き残っていくための必要条件の一つとして、エネルギー問題があるわけですが、これらの問題は、一企業の努力や改革だけですべて解決するような問題ではなく、国として政策によって解決すべき問題も多くあります。産業・経済が発展するのに良い環境を整えることができるような政策提言をしていきたいと思いますので、注目していてください。

インタビューを終えて

澤主幹は過去に経産省で様々な政策立案に携わり、また、現在は中小企業を経営しているという経歴をお持ちです。政策プロセスを熟知し、かつユーザーの立場から発言していることが、世論がどんな状況であっても冷静で、分かりやすい話になるのだと思います。本プロジェクトに関しては来年2月にシンポジウム開催、報告書作成の予定です。

(主任研究員 加藤友美子)

アジアにおける わが国農畜水産品の新たな可能性

早稲田大学政治経済学部教授

深川由起子氏



21世紀政策研究所では研究プロジェクト「沖縄物流ハブの可能性」を立ち上げ、沖縄の那覇空港を拠点とする鮮度保持・国際個別集配送の可能性を探り、アジア市場に向けた最適な国際輸送を検討することとしています。日本の農畜水産品を有望な輸出貨物として捉える本プロジェクトについて、深川由起子研究主幹に伺いました。(6月27日)

——6月14日に発表された「日本再興戦略」では、現在、約4,500億円である農林水産物・食品の輸出額を2020年には1兆円とするという目標が発表されました。日本の農畜水産品はどのように将来の有力な輸出対象として捉えることができるのでしょうか。

近年では世界中に富裕層、中間層が拡大し、農畜水産品のような財にも多様な需要層が生まれています。であればこそ、商品を大量生産するのではなく、独自性の高い付加価値を供給する役割が日本には期待され、日本の農畜水産品には十分にポテンシャルがあると考えています。例えば、ジャポニカ米は中国や韓国で好んで消費されていますし、来日した観光客が日本のコメを母国に買って帰ることも少なくありません。得も言わぬモチモチとした食感や美しい艶、甘みなどが重宝されています。日本ほど手間暇をかけて丁寧に農畜水産品を作っている国はおそらく無いでしょう。また、日本の消費者はとても繊細で神経質ですが、一方、供給する農家は規模が小さいからこそ目も行き届いており、非常に信頼性があるものを作っています。

日本の農畜水産業で大事にされている食感や風味の多くは、“この時期に水を多く与える”、“この時期に一番下の葉をむしる”、“この時期に肥料を与える”といった、マニュアル化されていない、日本人の細やかな心遣いに由来しているものが多く、まるでブラック・ボックスのような仕組みによって生みだされてい

ます。また、日本ではこのように作られた農畜水産品に、正確で信頼性の高い物流サービス、コンビニ・マーケティングのような非常に細かい分析力、繊細な品質の維持を可能にする包装技術等を掛け合わせて一つのパッケージを成すことにより、さらに付加価値を高めることができます。

このように6次産業が知識複合体としてパッケージ化された日本の農畜水産品は、食品の枠を超えて美術品に近いような付加価値を持つことにより、クール・ジャパンの一角として捉えることも十分可能です。この農畜水産品の高付加価値化は日本であるからこそ可能であり、他国にはなかなか真似することができません。この地域資源活用型であることが重要で、そして、それを評価し、高い値段を払ってでも喜んでもらえる人がいるのであれば、一度世界に出てみる価値があるのではないでしょうか。

——本プロジェクトは、さらなる成長が見込まれているアジアに向けて日本の農畜水産品を輸出することを前提としていますが、このアジア市場にはどのような特徴があるのでしょうか。

アジアはここ10年でとても早いスピードで都市化が進み、賃金の安い生産の場から市場へと変貌を遂げる中で、新しいタイプの消費者が生まれてきています。

まず、都市化によって情報の拡散速度が非常に速まり、国や地域にもよりますが、アジアの都市部ではアパートやマンションに住んでいる人が多く、その中でも濃密な情報交換が行われています。人が密集しているため、マーケティングや広告コストも安く済み、一つの商品がヒットすると波及する効果は大変大きくなっています。また、徐々に生活様式の近代化を遂げた私たちとは異なり、急成長を遂げたアジアでは情報に常にアクセスしていることが当たり前です。最初か

(次頁に続く)

らスマートフォンが普及しており、それを用いてモノを売ったり買ったりしています。最近ではSNSが一般的になっているため、“美味しかった”という評価以外にも、“3分前に売っていたから今から買いに行く”というように、情報の速度はさらに速くなっています。インターネットの情報も溢れているので、知識も非常に豊富です。

特に富裕層は世界共通の情報共有プラットフォームを使用しているため、ライフスタイルが非常に収斂されてきています。非常に豊かな食文化を持つアジアは贅沢指向も高く、美味しく食べたい、旬を食べたい、美しいものが食べたいというように、食に対して新しい感性を求めており、十分な価値があればそれを買うことに対して全く躊躇の無い消費者が多くいます。

このようなアジア市場に対して戦略を打つ際は、我々自身の思い込みで独りよがりになるのではなく、実際に現地の人々に試してもらながるマーケティングを行っていくことが重要です。例えば、北海道のニセコスキーサー場は、来日した外国人によって良い評価が広められ、世界中から外国人が訪れるようになりました。人は、自分が未体験なものについては、近い人から伝え聞く情報を一番頼りにします。日本の農畜水產品の輸出を促進する際も、一度、外国の人々に直接味わってもらい、SNSなどで評価を広めてもらう方がより戦略的であると言えます。

——アジアの市場へ向けた農畜水產品輸出では、日本にはどのような優位性があるのでしょうか。

まず、日本が一番優位である点は、やはりアジアに非常に近いことにあります。地理的に近いことにより天候が類似し、嗜好にも親和性が現れているのかもしれません。前述の得も言われぬ食感や風味を理解してもらうためには、嗜好が近いことはとても重要です。さらに、これら食感や風味、香りは非常に劣化しやすく、時間が勝負となります。従って、日本はアジアに地理的に近いからこそ、農畜水產品を付加価値が高い状態で輸出することができます。だからこそ、国内の中でも、アジアに最も近い沖縄を拠点にする必要があるのです。また、この輸出モデルが成功した場合、国内の他の地域からも同じ機能を持たせてほしい、という話が出てくるかもしれません。しかし、規模の経済を維持するためにも、ここは一番地理的優位性が高い

場所に付加価値を集積させ、国際的な競争力を持たせることが重要です。

また、明治維新以来、伝統を維持しながらも異文化を上手に取り入れてきたことは日本のもう一つの強みであると言えます。アジアでは植民地支配や著しい歐米化によって、伝統の文化の多くを消失してしまった国が多い中で、日本人は従来の食文化を維持しながら、巧みにファースト・フード、フランス料理、イタリア料理、中華料理などを新しく自国の食文化として取り入れてきました。外国の文化を取り入れる際、日本は異文化を一度、融通無碍に咀嚼し、日本人に受け入れやすい形にする能力に秀でています。そして、このように一旦、日本で咀嚼された食文化は、アジアの人々にとってとても親しみやすくなっています。例えば、最近になって中国ではカレーが食べられるようになりましたが、現在、中国の家庭で使われているルーはほとんど日本製もしくは日本的な風味です。簡単に調理できる日本のカレールーは油もなく、辛さも控えめで、味付けも親しみやすいものであったのでしょうか。このような優位性があることも踏まえながら、アジア市場に対して日本の価値を発信していくことが重要です。

——最後に、この研究プロジェクトを実施する意義についてお願いします。

長い間デフレに苦しんでいた日本経済は、体温が冷え切ってしまい、市場からアイディアが自由に発展していくことができない状態にありました。最初から、“どうせこれもダメ”という発想では、成功するはずがありません。とにかく一回やってみることにより、再び市場の知恵をかき集める能力が戻り、新しいアイディアに繋げていくことができます。しかし、あまりにも低体温の状態が長引いてしまうと、市場の活力となる細胞が本当に死んでしまうかもしれません。ぜひ、このプロジェクトによって成功体験を導き、日本経済の復活を体現していきたいと思います。

インタビューを終えて

TPP交渉への参加も決まり、日本は今後の国際社会の牽引役を担うことが期待されています。日本はぜひとも農畜水產品の輸出においても攻めの姿勢を示し、その期待に応えていくべきであると感じました。

(研究員 平井有菜)

『ステート・キャピタリズムとしての中国』

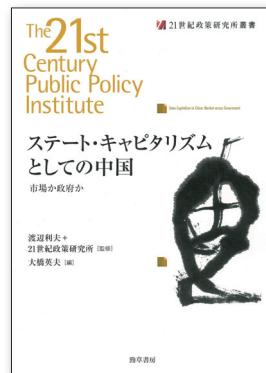
中国経済は鈍化傾向にあるものの依然として高い成長を続けています。この背景には、国有企業や地方政府など公的部門に依存する「国家資本主義（ステート・キャピタリズム）」とも呼べる独特的な経済体制つまり「中国モデル」の存在が指摘されています。しかしながら、投資（公的資本形成）比率の高さ、所得格差の拡大、環境汚染、腐敗の蔓延、デモの頻発による政治体制のゆらぎなどを契機に、「中国モデル」の有効性・持続可能性に対する疑問や論議が高まっています。

こうした問題意識のもと、過去5年にわたり実施してきた21世紀研中国研究プロジェクトの最終年度テーマを「市場か政府か」として、国営企業、民間企業、地方分権、格差、対外関係、政治体制など、総合的見地から「中国モデル」の評価・分析を行うとともに将

来展望を示しました。本書はその成果として刊行されたものです。中国経済と密接不可分な関係にある日本経済の今後を考えるうえでも重要な示唆を与えるものと考えます。

なお、昨年度までの研究成果は、『中国の外資政策と日系企業』（2009年）、『国際金融危機後の中国経済』（2010年）、『中国経済の成長持続性』（2011年）、『変貌する中国経済と日系企業の役割』（2012年）と題して勁草書房より刊行されていますので、本書と合わせてご一読いただけますと幸いです。

（元客員研究員 佐々木孝明）



渡辺利夫+21世紀政策研究所監修、大橋英夫編、勁草書房（2013年7月25日刊行）

Publication

池尾和人+21世紀政策研究所編 『金融依存の経済はどこへ向かうのか 米欧金融危機の教訓』（日経プレミアシリーズ、2013年7月8日）

当研究所の2012年度プロジェクト「金融と世界経済—リーマンショック、ソブリンリスクを踏まえて—」の成果を踏まえて、日本経済新聞出版社の日経プレミアシリーズ（新書）から『金融依存の経済はどこへ向かうのか 米欧金融危機の教訓』（池尾和人+21世紀政策研究所編）が7月8日に出版されました。

本書は、リーマンショックや欧州におけるソブリンリスクの高まりを背景に、欧米を中心として、金融に対する批判、「金融資本主義」への懸念が高まったことから、池尾和人・慶應義塾大学経済学部教授を中心に、改めて金融と実体経済の関係について検討したものです。本書は、世界的に金融依存を強める経済がどこへ向かうのか、アベノミクスによってようやく明るい兆しが見えてきた日本の景気回復は持続可能なのか、金融イノベーションでダイナミックに展開してきた米国と依然としてソブリンリスクに苛まれている欧州の狭間で日本の金融にはどのような可能性があるのか、などを考えるうえで参考になると思います。

本書のさわりの一部を紹介しますと、「（米国の）金融イノベーションの結果、社会全体としてのリスク負担キャパシティを拡大するという意義をもっていた。しかし、その拡大したリスク負担キャパシティが、（最後の10年間では）実物面での投資その他の活動を促進する方向で用いられるこにはならず、結局は金融システム内部での過度のリスク負担が行われることになってしまい、ついには2007-09年のグローバル金融危機に至ってしまった。」と分析し、「金融と実物的な経済活動との間の社会的役割分担を適正化した上で金融拡大が望まれる。」と指摘しています。

（主席研究員 篠原俊光）



池尾和人+21世紀政策研究所編
『金融依存の経済はどこへ向かうのか 米欧金融危機の教訓』

金融が
果たす役割を見誤ってはいけない。

アメリカは金融への関心がにわかに高まっている。
金融は実体経済ほど重要だ。どのよう影響を及ぼすのか。
一般の研究者、エコノミストが様々な角度から解説する。
『米欧金融危機の教訓』 日経プレミアシリーズ

Project

21世紀政策研究所の 2012年度プロジェクトの報告書

21世紀研のホームページ (<http://www.21ppi.org/>) で全文をご覧いただくことができます。

	<p>【報告書】 持続可能な医療・介護システムの再構築</p> <p>【第 93 回シンポジウム】 持続可能な医療・介護システムの再構築 (新書 30)</p>		<p>【報告書】 グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方</p> <p>【第 94 回シンポジウム】 国際租税をめぐる世界的動向 —OECD、BIAC の取り組み (新書 31)</p>
	<p>【報告書】 格差問題を超えて—格差感・教育・生活保護を考える</p> <p>【第 95 回シンポジウム】 格差問題を超えて—格差感・教育・生活保護を考える (新書 32)</p>		<p>【報告書】 グローバル化を踏まえた我が国競争法の課題</p> <p>【第 96 回シンポジウム】 グローバル化を踏まえた我が国競争法の課題 (新書 33)</p>
	<p>【報告書】 中国の競争力：神話、現実と日米両国への教訓</p>		<p>【報告書】 日本経済の成長に向けて —TPPへの参加と構造改革</p> <p>【第 97 回シンポジウム】 日本経済の成長に向けて —TPPへの参加と構造改革 (新書 34)</p>
	<p>【報告書】 金融と世界経済 —リーマンショック、ソブリンリスクを踏まえて</p> <p>【第 98 回シンポジウム】 金融と世界経済 —リーマンショック、ソブリンリスクを踏まえて (新書 35)</p>	<p>(準備中)</p>	<p>【報告書】 新しい国際枠組みと国内温暖化対策のあり方—自主的取組が有効に働くメカニズム (案)</p> <p>【第 99 回シンポジウム】 新政権のエネルギー・温暖化政策に期待する (新書 36)</p>
	<p>【報告書】 日本政治における民主主義とリーダーシップのあり方</p> <p>【第 100 回シンポジウム】 日本政治における民主主義とリーダーシップのあり方 (新書 37)</p>		<p>【報告書】 サイバー攻撃の実態と防衛</p> <p>【第 101 回シンポジウム】 サイバー攻撃の実態と防衛 (新書 38)</p>